

令和4年度 第11回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和5年2月9日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前11時20分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉			
欠席委員	推進委員	山本 昭子							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 議案第3号 令和5年度農作業標準賃金表(案)について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	4番	盛田 敬一	5番	小林 正樹					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第11回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席のため、今回の定例会は成立します。山本推進委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、4番の盛田委員と5番の小林委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和5年1月11日から令和5年2月8日までの行事等についてです。まず1月11日ですが、令和4年度第10回農業委員会定例会を開催しました。2月3日には、鳥取県農業委員会職員ブロック研修会が鳥取市内で開催されました。そしてこの1か月間で、合意解約申出書を3件、利用権設定等申出書を26件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。
	事務局	<p>報告第2号、合意解約申出についてです。</p> <p>1件目の届出に係る農地は大字須澄の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は2,766㎡です。賃貸人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字須澄の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、賃借人の変更のためというものです。合意解約の成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和5年1月12日となっております。</p> <p>2件目の届出に係る農地は大字須澄の田3筆で、3筆の合計面積は3,036㎡です。賃貸人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字須澄の〇〇〇〇です。合意解約の成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和5年1月12日となっております。</p>
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

5. 付議事項

委員

(意見等なし)

会長

次の合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局

3件目の届出に係る農地は大字大野の田3筆で、3筆の合計面積は2,608㎡です。賃貸人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、賃借人の変更のためとのことです。合意解約の成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和5年1月12日となっております。なお、1件目から3件目すべて、次の借受予定者は〇〇〇〇となっております。

会長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委員

(意見等なし)

会長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字高野の田3筆で、3筆の合計面積は5,901㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

本人さんに確認しました。再設定ということで、特に問題はございません。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の申請に係る農地は大字若桜の田1筆と大字高野の田2筆で、3筆の合計面積は3,337㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は長野県松本市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

〇〇〇〇に話を聞きました。再設定ということですし、特に問題はないです。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

3件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の田2筆と畑1筆で、3筆の合計面積は2,452㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸借料無償で

の使用貸借です。

4件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,318㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

5件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の田2筆で、2筆の合計面積が1,605㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は3年10ヶ月、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

6件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の田2筆で、2筆の合計面積は1,532㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

会 長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員 6件目以外は継続で、5件目の貸付人が別の田も若桜町の農業法人に貸してありますので、期限を合わせるために期限が短縮されていると思います。

会 長 期限を揃えるということですか。

伊井野委員 はい。それから、6件目の貸付人は去年まで自分で耕しておられたのですけれども、農機具が壊れてしまって自分ではできないということで、〇〇〇〇に頼られました。

藪田委員 屋堂羅は無料で耕作してもらっているのですか。

伊井野委員 そうです。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

7件目の申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は956㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字赤松の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸借料無償での使用貸借です。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理

継続ですし、適切に管理されていますので、問題ないと思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。細かい内容は資料を見ますので、説明は地番と面積のみでいいです。

事務局

8件目の申請に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,574㎡で、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業

農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償での無償貸借です。

会 長

私の担当ですので、事前調査をしました。これまでは貸付人が作っておられたのですけれども、息子さんが倉吉市から帰ってこられて、機械とか肥料は息子さんがしておられて、去年までは貸付人が水を見ておられたわけですが、貸付人が息子さんの所に行かれて、毎日水を見られないということで、このたびから〇〇〇〇にお願いしますということでもあります。

この件について、質問、意見等はありませんか。

事務局

事務局から補足です。8件目に限ったことではありませんが、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構となっている案件につきましては、実際の耕作者が〇〇〇〇となりますので、申し添えます。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

9件目の申請に係る農地は大字大炊の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,086㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は八頭町郡家の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、期間は10年、貸借種別は賃借料無償での無償貸借です。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員

去年までは、お婆さんが畑を作っておられたのですけれども、去年の冬に亡くなられたので、〇〇〇〇に出されるようです。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 10件目の申請に係る農地は大字岸野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は924㎡、内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員 貸付人がずっと畑を作っていたのですが、腰を痛めて作れなくなったので、今年から借受人にお願いしたということです。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 11件目の申請に係る農地は大字根安の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,002㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は八頭町日田の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員	貸付人が〇〇〇〇となっていますが、もともとは根安の〇〇〇〇の所有でした。貸付人の所に〇〇〇の姪が行っておられて、そういう関係で作られるようになったようです。一昨年までは別の農家が作っておられたようですが、去年から作れなくなったと言って、今年から借受人が新規に作るということになったそうです。
会 長	登記の名義は誰になっているのですか。
事務局	登記名義人は、〇〇〇〇ですが、既に亡くなっています。
藪田委員	〇〇〇〇が、貸付人の奥さんではないかと思います。その方が〇〇〇〇の姪です。家も、八頭町から上がってきて見ておられるようです。
会 長	貸借については問題ないですけども、名義は〇〇〇〇の名前を書かれないといけないのではないのですか。
職務代理	農業経営基盤強化促進法には何と書いてあるのか。
事務局	農業経営基盤強化促進法ではありませんけれども、もし所有者の方が亡くなっている場合は、相続人代表の名前を書くこととなります。しかし、貸付人と〇〇〇〇のどちらが、相続人代表なのかわかりませんでした。
職務代理	法律に基づく承認についてということを出しているのですから、間違っていないはいけません。
会 長	相続人が〇〇〇〇なのに、貸付人が出てくるから、何だろうということになります。
伊井野委員	少なくとも、契約できる所有者の名前を書くはずですが、自分の所有でないものを契約できるはずがありません。

会 長

事務局長、いかがですか。

事務局

確認をさせていただきます。間違っている可能性があります。中ほどの箇所には相続権のある方を書いて、その代表の方を上を書くのが正しいやり方かと思います。

会 長

それでは、この件については保留とします。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

1 2 件目の申請に係る農地は大字須澄の田 3 筆で、3 筆の合計面積は 3, 0 3 6 ㎡です。内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は貸貸借で、1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

1 3 件目の申請に係る農地は大字須澄の農地 1 筆。登記簿・現況ともに田で、2, 7 6 6 ㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、種別は賃借料無償の使用貸借です。

1 4 件目の申請に係る農地は大字須澄農地 1 筆。登記簿・現況ともに田で、2, 8 8 6 ㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は貸貸借で、1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

1 2 件目、1 3 件目につきましては、合意解約がなされ、今回から〇〇〇〇にやってもらうということのようですので、特に問題ないと思います。1 4 件目についてですが、去年までは貸付人が作っておられたようですが、去年も〇〇〇〇に刈ってもらったりというようなことがあって、今年からはすべて〇〇〇〇にやっていただくということです。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。  
農業農村担い手育成機構と書くだけでなく、別の箇所に〇〇〇〇と書いてもらうほうがわかりやすくもいいのですが。また、賃借料を払う件と払わない件というのは、どういう考え方ですか。

小林委員

本人さんとの話し合いをしたうえで、決めています。

津村委員

農業農村担い手機構との利用権設定の場合、農業委員が農業農村担い手機構が大丈夫かというのは確認できません。そこに〇〇〇〇が出ているのなら、そう書いてもらったほうがわかりやすいです。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

15件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。面積は2,151㎡、新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償の使用貸借です。

16件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。面積は1,788㎡、新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償の使用貸借です。

17件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。面積は1,563㎡、新規設定です。貸付人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償の使用貸借です。



委員 (異議等なし)

会長 意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 20件目の申請に係る農地は大字大野の農地1筆。面積は1,685㎡、新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償での使用貸借です。

21件目の申請に係る農地は大字大野の農地1筆。面積は1,425㎡、新規設定です。貸付人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償での使用貸借です。

22件目の申請に係る農地は大字大野の田2筆で、2筆の合計面積は1,137㎡で、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償での使用貸借です。

23件目の申請に係る農地は大字大野の農地1筆。面積は1,471㎡、新規設定です。貸付人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償での使用貸借です。

24件目の申請に係る農地は大字小船の農地1筆。登記簿・現況ともに田で、1,234㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、賃借料無償での使用貸借です。

会長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員 20件目ですが、貸付人に電話をして話を聞きました。去年までは別の農家が作っておられたのですが、一人農業で面積を減らしたいということで、〇〇〇〇に頼まれることにしたようです。

津村委員 22件目、23件目ですけれども、合意解約が出ておりまして、その後は〇〇〇〇にお願いした

いということのようです。

西山委員

21件目ですが、去年まで別の農家作っておりましたけれども、今年から〇〇〇〇に作ってもらうことになりましたとのこと。農業農村担い手育成機構と〇〇〇〇にも確認しました。それから、24件目ですけれども、この農地は去年まで小船の方が作っておられましたけれども、今年から作れなくなったということで、〇〇〇〇にお願いしたということです。

会長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

それでは、申請どおり決定します。

議案第2号、農用地利用配分計画案について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

権利を設定する農用地は、大字屋堂羅2筆、大字長砂1筆、大字大炊1筆、大字須澄5筆、大字岩屋堂4筆、大字大野5筆、大字小船1筆の19筆で、合計面積は26,993㎡です。現況地目はすべて田です。権利の設定を受ける者は、若桜町の農業法人です。契約期間は3年です。19筆のうち、4筆のみ賃貸借で10アールあたりの賃借料は1,500円です。農業経営の状況ですが、権利取得後の面積の合計が120,603㎡になります。今回は既に配分を受けている農地に定款の変更がなく、農業委員会が認める農地所有適格法人のため、事業の種類から構成員の状況は省略できるものとなっております。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員

土地所有者との契約は5年または10年となっているのに、権利の設定を受ける農業法人は3年

ごとに見直すということになるのですか。

事務局

農地中間管理機構と権利の設定を受ける農業法人の契約は、そういうことになります。

会 長

個人の契約と農業農村担い手育成機構の期間が違うというのは、何故同じではないのですか。個人の契約とは、また違うのでしょうか。

事務局

はい。

職務代理

農地中間管理事業は、基本10年間というのではないですか。

小林委員

それは、地権者と農地中間管理機構との契約です。

職務代理

地権者と農地中間管理機構との契約期間と、農地中間管理機構と耕作者の契約期間は、本来同じでないといけないのではないですか。

小林委員

地権者と農業農村担い手育成機構は10年契約していて、権利の設定を受ける農業法人と農地中間管理機構との契約というのは、事務局から3年も可能と聞いています。

職務代理

そうでしょうか。別の農家は、期間を合わせなさいと言われて両方10年間にしていました。

会 長

そのへんを確認してみてください。同じにしたほうが良いという意見があったと言ってください。

事務局

わかりました。

会 長

ほかに質問、意見等はありませんか。

委員 (意見等なし)

会長 それでは、事務局は確認をお願いします。  
議案第3号、令和5年度農作業標準賃金表の案について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第3号、令和5年度農作業標準賃金表の決定について、農業委員会の議決を求めます。  
5年度の農作業標準賃金表の案、過去の賃金推移表、他町との比較表を入れております。今回は最低賃金が上がった関係で、一般労務の金額を上げております。それ以外につきましては、燃料価格の高騰や物価高のことが騒がれていますけれども、事務局としては上げ幅を決めかねましたので、そのままの額としております。

会長 まずは、若桜町の農業法人の意見について、お願いします。

小林委員 まずは、若桜町の農業法人の考え方についてです。改正案を出しております。令和3年と令和4年の燃料費ですね、かかった燃料費の合計が、令和3年が364,128円だったものが、令和4年が前年度比で1.7倍の費用がかかりました。若桜町の農業法人の経営面積も1.2倍に増えています。比較のしようがないので、面積を総金額で割ると、令和3年度の油代として10アールあたり762円かかっていますが、令和4年度には約1.5倍の燃料費がかかっていますということで、今後燃料費がどうなるのかということがあります。機械、事務経費等の関係で、耕うんと田植え、稲刈りにつきましては約3%アップさせていただいています。また、確定ではないのですが、こういう案で進めさせていただきたいと思っております。代かきにつきましても、1回目はざっとやって、2回目に仕上げで回るということで、耕うんする時間とほぼ一緒か少し短縮するくらいなので、あまりにも代かきと耕うんの差がありすぎると思いまして、ここを少しでも上げたいという感じがしております。ただ、一括で上げると、農家の皆さんの負担が増えますので、また一段と農業離れにつながってもということで、全作業との差を考えて作らせていただいたところです。

会 長	この件は、どういう具合に始末すればいいでしょうか。
事務局	考え方として理解できていない部分があるのですけれども、耕うんの受託というのは、労務賃が含まれていますか。
職務代理	労務賃込みです。
事務局	それは一般労務という、例えば自分の機械を持っています、それを使ってください、というようなときじゃないということですか。
職務代理	例えば、田植えのときに、台運びとか草取りというのが、一般労務ではないかと。
事務局	そういうことですか。去年の改定で、最低賃金が上がったので一般労務の金額を変えたということは、その他の運賃も労務賃込みだとするならば、賃金改正のアップがあるので、当然上げておかなければいけなかったのではと思ったりもしています。それから、燃料費の高騰もありますので、この社会情勢を踏まえると、上げたものを農業委員会として出すというのは仕方ないことではないかなという思いがあります。
職務代理	この料金の中は、機械の使用料部分が大きいです。耕うんがなぜ高いかといいますと、機械が高くなっているからです。田を鋤くのも稲を刈るのも、1時間拘束されるのが変わらないとしても、料金がこれだけ違うということは、機械の費用が多く含まれていると思います。
事務局	そうしますと、例えば、受託している若桜町の農業法人2社の情報をいただき、その平均で若桜町の受託料の標準的なものをお示しするのが本来の農業委員会としての広報ということになるのかと思います。今までは、他町との比較表を見ながら合わせていく形でやっていたようですが、根拠についても、調査があまりなされていなかったのかもしれませんが、大きく変わるのかもしれませんが、この賃金表は、受託作業している農家の皆さんの標準的な単価ですという注意書き

を入れて、今までとは異なった金額をお示しするという見せ方が分かりがよいのかなと思います。

会 長 理由だけしっかりしてわかっていたらいいと思います。

小林委員 農家側から見て、若桜町の農業法人に委託する、別の農業法人にお願いする時に、あそこが安いからあそこに頼もうということはあまりよくないだろうと思いますので、どこに頼んでも標準的にはほぼ統一された金額で請けられるように設定していくのが一番いいです。

会 長 ○○○○はどうしていますか。この賃金表を見て、大体その金額でしているものですか。

事務局 ○○○○は、確認してみてくださいという話でしたが、この表を見せて、それでは安すぎるという回答をもらっただけという状況です。

伊井野委員 農業委員会としても、審議をしてこういう標準表を作るというのはいいですけども、高い水準のところまで業者同士が話をして決めてしまったら、何の表だろうということになってしまうということです。

小林委員 それも加味した話をしていきます。今の状況からすれば、全部値上げしようというのは、理解が得られないだろうと思います。

会 長 これまでは、この標準賃金表でしていたのですか。

小林委員 基本的には、若桜町の農業法人が受託を始めた頃も、多分これを基準とするから、この金額が決まってきたのだと思います。

会 長 何年か自分たちでやってみたり、精米施設ができたりして、やってみたら違うということで、もう少し高くしなければいけないというのが出てきたと思います。

伊井野委員

これは、他町も見直しているのですか。

事務局

八頭町によりますと、全体的に5%程上げようかなと考えているとのことでした。

会長

どのようにして決めましょうか。

事務局

八頭郡は結構低いのに対し、三朝町は結構高めですね。

伊井野委員

参考資料にある三朝町が令和5年度版を出していますので、これと若桜町の農業法人の価格案をよく比較されてみたほうがいいです。

小林委員

私も見て、そう思いました。

事務局

事務局としては、若桜町の農業法人の案でいいかと思ったのですけれども、それについてどうですか。

伊井野委員

三朝町のほうでも、結構高い区分と安い区分があります。そのへんを調整しなければいけないのではないですか。

小林委員

代かきについては、他町に近いところまでには、上げたいという想いはあります。

会長

今回の令和5年度の案については、代かきを見直ただけですか。

事務局

見直しましたのは、一般労務のみです。

伊井野委員

今回の改定案は、一般労務だけ上げましたということでしょう。それを皆さんが言うには、油代

6. その他		も上がっていることも考慮したうえで、若桜町の農業法人の案とよく突合しなければいけないのではないかということになります。
	事務局	もう一度若桜町の農業法人と事前協議をさせてください。今回は保留としまして、来月に再度諮らせてください。それで、若桜町の農業法人と三朝町の改定分というのを基本に、案を作ってみたいと思います。
	会長	それでは、3月に再審議とします。
	会長	その他の事項です。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局より、農地・非農地の判断についての依頼あり。次回定例会で審議していただく</li> <li>●次回定例会で、下限面積要件（農地法第3条第2項第5号）の廃止について審議していただく。</li> <li>●次回定例会は、3月8日（水）9：00～に決定。</li> </ul> <p>以上で、令和4年度第11回の農業委員会定例会を終了します。</p>